

### 第3章 大気汚染

#### 1. 環境基準

環境基本法第16条では、環境基準とは「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であるとされています。これは、行政目標であり、施策の総合的かつ適切な実施により、その確保に努めなければなりません。熊本県では大気汚染物質のうち一般環境測定局において二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、炭化水素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）について常時監視測定を行っています。また、これらの物質の環境基準は次のとおり定められています。

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
炭化水素	オキシダントの日最高0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間値平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であること。年間にわたる日平均値の98%値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

出典：熊本県環境保全関係基準集

#### 2. 測定結果

測定局：宇土運動公園（宇土市旭町375番地）地上高さ4m

物 質	測定値	環境基準の 長期的評価	評価方法(長期的評価)
窒素酸化物 (二酸化窒素:NO <sub>2</sub> )	0.02	達 成	・年間にわたる日平均値の98%値が0.06ppm以下であること。
光化学オキシダント:OX	0.092	非達成	・昼間(5時～20時)の1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質:SPM	0.045	達 成	・年間にわたる日平均値の2%除外値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 ・日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続しないこと。
微小粒子状物質: PM2.5	15.1	非達成	・1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(長期基準)

平成28年度測定結果  
出典：熊本県環境生活部 大気・化学物質・騒音等 環境調査報告書第52報から抜粋

光化学オキシダントについては、測定した県内すべての地点（24 地点）で非達成でした。また、微小粒子状物質については、測定した県内 28 地点のうち、12 局が非達成でした。非達成の要因の一つとして、大陸からの汚染物質移流等が考えられています。